

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付要綱

令和7年3月24日

告示第45号

(趣旨)

第1条 この告示は、南伊勢町補助金等交付規則(平成17年南伊勢町規則第57号)に定めるもののほか、国が定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。)に基づき、地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業化の取組を促進するため、地域の金融機関からの融資を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする民間事業者等(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において交付する南伊勢町地域経済循環創造事業補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、総務省要綱第10条の規定により町長が交付決定を受けた事業とする。

2 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者で、総務省要綱による交付金の交付決定を受けた事業を実施する民間事業者等とする。

- (1) 町内に事業所を有し、又は設置しようとする者であること。
- (2) 町が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 南伊勢町暴力団排除条例(平成23年南伊勢町条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員を役員とする民間事業者等でないこと。

3 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、総務省要綱第5条に規定する経費とする。

(交付限度額)

第3条 交付限度額は、補助対象経費から金融機関からの融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額、地域活性化ファンドから受ける出資額又は民間クラウドファンディングにより調達された資金の額(以下「融資額等」という)の総額及び事業者自己資金を除いた額を対象として、町が補助事業者に補助する経費(以下「補助金額」という。)は、1事業者当たり次の各号に定める方法により算出した額を超えないものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 融資額等が補助金額と同額以上2倍未満の場合 3,000万円
- (2) 融資額等が補助金額の2倍以上3倍未満の場合 4,000万円
- (3) 融資額等が補助金額の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000万円
- (4) 融資額等が補助金額の4倍以上の額の場合 5,500万円

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 総務省が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他補助事業の完了までのスケジュールが分かる資料
- (4) 町税に未納がない証明
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の規定による申請をするに当たって、当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、事業内容の適否を決定したときは、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により、補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査及び決定の可否を判断するために、審査会を置くことができる。

3 町長は、第1項の規定による補助金の交付を決定したときは、必要な条件を付すことができる。

(補助金申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げしようとするときは、当該補助金の交付決定通知書を受けた日から起算して20日以内に、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

ならない。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、該当申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、町長から要求があったときは、事業の遂行状況について南伊勢町地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書(様式第4号)を提出するものとする。

- 2 補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間は、毎会計年度終了後の20日以内に南伊勢町地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書(様式第5号)により事業化収益状況を報告しなければならない。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、交付決定通知書を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金変更交付申請書(様式第6号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の10パーセント以内の流用増減を除く。

- (2) 第4条第2項ただし書の場合において、消費税等仕入控除税額が明らかになったとき。

- (3) 資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき。

- (4) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、能率的な補助目的達成に資するものと認められるとき。

イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

- (5) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

- (6) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 町長は、前項に規定する変更申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付決定変更承認・不承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して20日以内又は補助金の交付決定通知書を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助対象経費に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し
 - (4) 写真(事業の完了が確認できるように撮影したもの)
 - (5) 融資機関からの融資決定通知その他の融資額等を確認できる書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金確定通知書(様式第9号)により、補助事業者へ通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による調査の結果、補助事業の是正の見込みがなく、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助事業者へ通知するものとする。

3 町長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書(様式第11号。以下「返還命令書」という。)により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助事業者は、前条第1項の通知を受けたときは、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付(概算払)請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、第5条の交付決定後に概算払をすることができる。この場合において、補助事業者は、概算払を必要とする理由を前項の様式に、付して、町長に提出するものとする。

3 町長は、前2項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助事業者より補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この告示又はこれらに基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、既に補助事業者に補助金を交付している場合において、総務省要綱第18条の規定により国から交付された交付金の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜられたときは、補助事業者に対し、返還命令書により交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定により返還を命ずることができる金額の返還期限は、当該返還の命令がなされた日から20日以内とする。

(加算金及び延滞金)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

3 町長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理台帳(様式第13号)を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第9条に定める南伊勢町地域経済循環創造事業補助金実績報告書(様式第8号)に南伊勢町地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理明細表(様式第14号)を添付しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、取得財産等について、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。)第8条に定める期間を経過するまでの間は、町長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

- 2 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第13条第4号及び第5号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとし、同令第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条の規定によるものとする。
- 3 補助事業者が、第1項の規定により町長の承認を受ける場合は、あらかじめ南伊勢町地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書(様式第15号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 町長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該取得財産等の処分により補助事業者収入があると認めるときは、返還命令書により、当該収入の全部又は一部を町に返還させることがある。

(勧告及び助言等)

第18条 町長は、補助事業者に対し、適正化法施行令その他の法令及びこの告示の施行のため必要な限度において、補助金事業の施行の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

- 2 町長は、補助事業者に対し、必要があるときは、補助金事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するために必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年4月1日告示第44号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

南伊勢町長 様

住 所
事業者名
代表者名

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付申請書

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付金事業の目的

2 交付申請金額 金 円

3 交付金事業経費総括表

交付対象経費区分（円）					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	

資金区分（円）				
融資額等	公費による交付額		その他	計
	うち地方費	うち国費 （交付金）		

（注） 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち国費（交付金）〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 交付金事業の開始（予定）日 年 月 日

5 交付金事業の完了予定日 年 月 日

- 6 添付書類
- (1) 総務省が定める地域経済循環創造事業実施計画書
 - (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
 - (3) 工程表その他補助事業の完了までのスケジュールが分かる資料
 - (4) 町税に未納がない証明
 - (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

南伊勢町指令まち第 号
年 月 日

様

南伊勢町長 印

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった南伊勢町地域経済循環創造事業補助金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定額 金 円
- 3 条件

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

南伊勢町長 様

住 所

事業者名

代表者名

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書

年 月 日付で交付の申請を行った南伊勢町地域経済循環創造事業補助金について、その申請を取り下げたく、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請を行った年月日
年 月 日
- 2 申請を取り下げる事由
- 3 その他

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

南伊勢町長 様

住 所
事業者名
代表者名

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け南伊勢町指令まち第 号により交付決定された南伊勢町地域経済
循環創造事業補助金について、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第7条の規定
により、年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告します。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

南伊勢町長 様

住 所
事業者名
代表者名

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書

年 月 日付け南伊勢町指令まち第 号により交付決定された 年度南伊勢町地域経済循環創造事業補助金について、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

(単位：円)

交付 確定額	補助事業 に係る本 年度収益 額	控除額	本年度ま での補助 事業に係 る支出額	基準納付 額	前年度ま での補助 事業に係 る国への 累積納付 額	本年度 納付額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	

- (注) 1 「補助事業に係る本年度収益額：(B)」とは、補助事業の実施結果の事業化による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費（外注費、高熱水費、製造設備に係る減価償却費等）、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。
なお、(B)が0又はマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)、(G)の項目については、記載しないこと。
- 2 「控除額：C」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額（補助事業に要した経費－交付確定額）をいう。
なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。
- 3 「本年度までの補助事業に係る支出額：D」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。
- 4 「基準納付額：E」とは「補助事業に係る本年度収益額：B」から「控除額：C」を差し引いた額に、「交付確定額：A」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：D」で除した額をいう。(E = (B - C) A / D)
- 5 「前年度までの補助事業に係る国への累積納付額(以下「累積納付額」という。)：F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 6 「本年度納付額：G」とは、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「交付確定額：A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「交付確定額：A」を超える場合には、「交付確定額：A」から「累積納付額：F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。
(A > E + F ならば G = E、A ≤ E + F ならば G = A - F)
- 7 (B)補助事業に係る本年度の収益額 (B) の計算根拠が確認できる資料を添付すること。
- 8 総務省要綱第20条第3項ただし書に該当する場合は、備考欄にその内容を記載するとともに、根拠が確認できる資料を添付すること。

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

南伊勢町長 様

住 所
事業者名
代表者名

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け南伊勢町指令まち第 号で交付決定を受けた南伊勢町地域経済循環創造事業補助金について、その内容を変更したく、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 補助事業の内容の変更にあつては、次に掲げる書類
 - ア 変更後の補助事業の実施計画書
 - イ 工程表その他の変更後の補助事業の完了までのスケジュールが分かる書類
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更にあつては、変更後の事業収支予算書
- (3) 補助事業の承継にあつては、承継事業者に係る町税の滞納がないことを証する書類
- (4) 融資額の減額にあつては、減額後の融資額を確認できる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第8条関係）

南伊勢町指令まち第 号
年 月 日

様

南伊勢町長 印

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付決定変更承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請がありました南伊勢町地域経済循環創造事業補助金事業変更申請について、承認・不承認となりましたので、南伊勢町地域経済循環創造事業交付金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

承認の条件又は不承認の理由

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

南伊勢町長 様

住 所

事業者名

代表者名

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金実績報告書

年 月 日付け南伊勢町指令まち第 号で交付決定のあった南伊勢町地域経済循環創造事業補助金について、補助事業が完了したので、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業が完了した日

年 月 日

3 補助事業に要した経費

円

4 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し
- (4) 写真（事業の完了が確認できるように撮影したもの）
- (5) 融資機関からの融資決定通知その他の融資額等を確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第9号（第10条関係）

南伊勢町指令まち第 号
年 月 日

様

南伊勢町長 印

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金額確定通知書

年 月 日付け南伊勢町指令まち第 号で交付決定した 年 度南伊勢町地域経済循環創造事業費補助金について、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業に要した経費 円
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助金確定額 円

様式第10号（第10条関係）

南伊勢町指令まち第 号
年 月 日

様

南伊勢町長

印

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け南伊勢町指令まち第 号で交付決定した南伊勢町地域経済循環創造事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定取消額 円
- 2 取消理由

様式第11号(第10条関係)

南伊勢町指令まち第 号
年 月 日

様

南伊勢町長 印

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書

年 月 日付け南伊勢町指令まち第 号で交付決定した南伊勢町地域経済循環創造事業補助金の補助対象事業に係る交付額については、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により、金 円の返還を命ずる。

様式第12号(第11条関係)

年 月 日

南伊勢町長 様

住 所
事業者名
代表者名

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付（概算払）請求書

年 月 日付け南伊勢町指令まち第 号により交付決定された南伊勢町地域経済循環創造事業補助金について、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付要綱11条の規定に基づき、下記のとおり交付（概算払）を請求します。

記

1 請求金額 円

2 内訳（概算払理由）

(円)

区 分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
計					

2 振込先口座

金融機関名	支店名	
預 金 の 種 類		
口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義		

様式第13号(第16条関係)

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理台帳

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考
				円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条2項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第14号(第16条関係)

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理明細表

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考
施設整備費				円	円				
機械装置費				円	円				
備品費				円	円				
調査研究費				円	円				
合計				円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条2項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第15号（第17条関係）

第 号
年 月 日

南伊勢町長 様

住 所
事業者名
代表者名

南伊勢町地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書

標記について、南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条第3項の規定により、
下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 総事業費
- 3 交付対象経費
- 4 処分する施設又は設備の名称
- 5 処分内容
- 6 処分する理由

※1 処分する施設又は設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、
施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、
設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。

※2 処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処
分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第10条関係)

様式第11号(第10条関係)

様式第12号(第11条関係)

様式第13号(第16条関係)

様式第14号(第16条関係)

様式第15号(第17条関係)